

新たな学校生活スタイルガイドライン

市川市教育委員会
校長会連絡協議会

- 1 日常において感染拡大防止対策を十分に取りながら、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにする。
- 2 個々の児童生徒の変容を観察するなど、一人ひとりに対し丁寧な対応をしながら、心と体の安定を図る。
- 3 様々な活動を制限するのではなく、段階的に本来の活動を取り戻していく。
- 4 学びの連続性と学習習慣の確立を図るとともに家庭とインターネットツールでの連絡・学習を進める。
- 5 対面での教育活動に制限があっても友達や先生とのふれあいや心の交流を図れる内容の学習を工夫する。
- 6 新たな生活スタイルを推進するとともに、感染防止対策を確実にいき、感染防止教育を推進する。
- 7 児童生徒・教職員に陽性が確認された場合には、迅速適切に関係機関と連携を図り対応を進める。感染した児童生徒が、休み明けに登校してきた際の心のケアを行う。
- 8 本ガイドラインを参考に各学校の実情に応じた取組を行う。

※ 感染状況・国の動向により変更する場合は、別途定める。

基本的な考え方

新たな、学校生活を送る上での基本的な考え方は、以下のとおりです。

With コロナ時代において、皆で感染の広がりを防ぎながら、学校での学びを止めることなく、実りある生活を進めていきます。

<感染症予防の3原則>

◎ 感染源を絶つ

- ・発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

◎ 感染経路を絶つ

- ・手洗い、咳エチケット、清掃及び消毒の徹底

◎ 身体全体の抵抗力を高める

- ・基本的な体調管理に努め、規則正しい生活を心がける

I 児童・生徒・教職員の陽性確認時対応フロー【共通事項】



○陽性者は、保健所から指示される期間出席停止とします。

○保健所より確認された濃厚接触者は、指示された間出席停止とします。

○保健所との協議により校内における感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、学校(学級・学年)閉鎖とします。

II 学級閉鎖等の基準について

1 学級閉鎖

○学級内に感染者が判明したら、状況確認のため閉鎖①を検討する

- ・学校が校内における感染リスクの高い者を特定し、体調不良者等の状況確認をする。
- ・学級内の他の児童生徒に複数の感染リスクの高い者、体調不良者がいない場合は閉鎖①をしない。
- ・学級内に複数の感染リスクの高い者、体調不良者がいた場合、上限3日間の閉鎖①を検討する。

○同一学級で複数の感染者が判明したら、感染が拡大している可能性があるため閉鎖②を検討する

- ・感染者の状況に応じ、閉鎖①と合わせて上限5日間の閉鎖②を検討する。
- ・感染経路が家庭内であるなど、感染者間で感染経路に関連がない場合や、学級内の他の児童生徒に感染が広がっている恐れがないと判断される場合は、閉鎖②をしないこともある。
- ・具体的な閉鎖期間は、学校医の意見を聞くなどして校長が判断する。

2 学年閉鎖

○原則、同一学年内が感染経路であり、複数の学級が学級閉鎖②をする状況にある場合

3 学校閉鎖

○原則、同一学校内が感染経路であり、で複数の学年が学年閉鎖をする状況にある場合

III 学校生活感染防止対策

1 校内体制の整備【共通事項】

各学校においては、学校長を責任者とし、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携し学校全体で感染防止対策に取り組む保健管理体制を整備する。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、毎日の検温に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。

また、陽性者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応

できるように準備しておく。

<対策本部の役割>

平時：感染防止対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認等

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所、市教委との連絡、情報発信等

※なお、設置に当たっては、学校の規模や教職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、最新の千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染症対策ガイドライン」等を参考にし、実働的な対策本部となるよう努める。

※児童生徒ならびに児童生徒と直接関わりのある教職員が PCR 検査・抗原検査等で陽性と判明した場合、感染者等の同意を得て、関係の児童生徒及びその保護者に連絡をする。

2 健康観察等の徹底【共通事項】

(1)児童生徒が登校を控える基準

○児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

○児童生徒が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

○児童生徒に、発熱等の風邪症状がある場合

○児童生徒の同居家族が発熱等の風邪症状がある場合

※上記のいずれの場合も「出席停止扱い(欠席とはしない)」とする。

※体調不良者が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、児童生徒の登校は可とする。

※同居家族が無症状であれば、PCR 検査等の有無にかかわらず、登校は可とする。

(2)家庭における検温・風邪症状の確認

・【朝、自宅における発熱の目安は37.0℃】家庭における検温(安静時)で、児童生徒に37.0℃以上または風邪症状がある場合は、登校を控えるよう、依頼する。ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とする。

・家庭における検温の結果や健康状態については、同居の家族の健康状態も含め、「健康観察カード」に記録してもらう。

・「健康観察カード」は最低1か月分を家庭に保管してもらう。

・児童生徒及び同居の家族が厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、アプリの指示に従うよう勧める。

(3)学校における登校時の健康状態の確認

- ・毎朝、昇降口等(各校が定めた場所・各校が定めた方法で実施する)で健康観察カードから児童生徒等に発熱や風邪症状等がないことを教職員が確認する。
- ・朝、体温を測り忘れた、または健康観察カードを忘れた児童生徒は、別室または学校が定めた場所で検温及び健康観察を行う。体温を測り忘れた児童生徒が多数いる場合は、複数の教職員で連携して対応する。
 ※非接触式電子温度計を用いた屋外での体温測定は、外気温度の影響を受けやすく、正しい測定結果が得られないことがある。測定値と平熱が著しく異なる場合には、室内に移動させ、額部の温度が安定するまで待つてから測定するか、腋下式体温計を用いて測定しなおす。
- ・学校は、欠席者及び遅刻している児童生徒を把握し、その理由を確認する。
- ・スクールバスにおいても3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重ならないようにする。また、可能な範囲において1つ1つの条件が発生しないように配慮する。

(4)学校で(登校時を含む)児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・活動中に児童生徒が体調不良を訴えた場合には、別室で対応することが望ましい。やむを得ず、保健室で対応する場合は、できる限りの感染予防対策をしたうえで、体調不良者が他の児童生徒との接触を避ける工夫をする。
- ・【校内における発熱の目安は37.5℃】児童生徒に発熱37.5℃以上他、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させることを原則とする。帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、別室で待機させることが望ましい。
- ・「別室」はできるだけ職員室や保健室の近くに用意し、児童生徒等に伝える。
- ・「別室」で児童生徒に対応する教職員はマスクをし、児童生徒と対面にならないような形で見守る。アイソレーションガウン、フェイスシールド等、その他の防護具は、必要に応じて使用する。
- ・「別室」においても、可能な限り、常時、2方向の窓(やドア)を同時に開けて換気を行う。
- ・「別室」において待機する児童生徒が使用する座席は、可能な限り距離を確保する。(おおむね1~2m)
- ・児童生徒の下校後、使用した物品等の消毒を行う。

(5)教職員について

【出勤前・出勤時】

- ・毎朝、検温を行い、安静時でも37.0℃以上の場合は出勤しない。

- ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とする。
- ・発熱がない場合であっても、強い倦怠感、咳が出る、のどに異常を感じる、においや味の異常を感じるなどの症状が見られる等、体調不良の時は出勤しない。
 - ・検温の結果や健康状態については、「健康観察カード」に記録をする。

【感染の疑いがある場合について】

- ・速やかに、医療機関に電話で相談する。相談先に困ったときは、発熱相談センター、発熱相談機関に相談する。
- ・いつもと違う症状があった場合は必ず管理職に報告する。

【その他の対応について】

- ・出勤時、校内ではマスクを着用する。(以下4(5)マスクについてに準じる)
- ・濃厚接触の恐れがある場所(密閉・密集・密接)へはできるだけ行かない。
- ・厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、アプリの指示に従う。

3 保健室における対応…学校の実情に合わせて対応

(1)感染症予防に対応した保健室環境作り

- ・保健室を利用する児童生徒には、原則教職員が付き添う。
- ・体調不良者と負傷者の利用空間を分ける工夫をする。
- ・可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。出入り口のドアも空けておく。
- ・密集しないよう、一度に多くの人数を入れないようにする。(掲示物、足型の利用など)

(2)児童生徒等への対応

- ・体調不良者、負傷者等、その来室の理由にかかわらず、来室児童生徒等に対応する場合は、養護教諭は感染防止に努めた身支度をし、できるだけ対面とらないようにして感染防止に努める。

(3)共用する備品等の消毒

- ・体温計、パルスオキシメーターの指挿入部内等、共用する備品等は、使用毎に消毒液で清拭する。
- ・体調不良者が休養した場所は消毒等を行う。ベッドを使用した場合にはできる範囲でシーツ等の消毒をし、布団は干す。

- ・1日1回以上、来室児童生徒等が触れた場所を、消毒液で適切に消毒する。

リネン類の取り扱いについては、いろいろな方法が紹介されています。厚労省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」には、「体液で汚れていないリネンを取り扱う際は、手袋とサージカルマスクを付け、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かすとの対応で差し支えない。体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクをつけ、消毒(80℃以上の熱湯に10分間つける又は0.1%(1000ppm)次亜塩素酸)を行う。」とあります。

*「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう」(厚生労働省経済産業省)

*「新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」(経済産業省)

4 基本的な感染対策の徹底 【共通事項】

(1)登下校について

- ・マスクをする必要はない。しかし、会話を控え、他の児童生徒等と身体的距離を確保することが望ましい。気温、湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時は、マスクをはずすよう指導する。

(2)手洗いについて

- ・教室に入る前に(廊下に手洗い場がない場合には、教室に入ったらずぐ)、手洗いを確実にを行う。そのほか「休み時間の後」「トイレの使用後」「給食の前」「掃除後」「運動後」「共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後」など、こまめな手洗いをさせる。
- ・流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを基本とし、手指消毒用アルコールを補助的に用いる。また、石けん・ハンドソープやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。
- ・手洗いには液体石けんの使用が望ましいが、購入が難しい場合は固形石けんを使用して差し支えない。

(3)教室等の換気について

- ・天候により常時、可能であれば対角線上の2か所以上の窓(やドア)を開けておく。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底する。なお換気の際は、衣服等による体温調節にも配慮する。
- ・換気の目安として二酸化炭素濃度測定器を活用する。(学校環境衛生基準では1500ppm以下を基準としている。)
- ・エアコンは室内の空気と外気の入れ替えを行っているわけではないため、エアコン使用時においても換気を行う。

- ・トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。

(4) 休み時間について

- ・ストレスや運動不足の解消の観点から児童の外遊びを推奨する。
- ・密集する遊びや近距離で組み合ったり、長時間接触したりする遊びは避けるよう指導する。

(5) うがい、歯みがきについて

- ・うがい、歯みがきを行う際には、十分な換気を行う。
- ・歯みがきを実施する場合は手洗い場において児童生徒等の距離をとる、うがいを吐き出すときに姿勢を低くする、吐き出したものは大量の水で流すなどの工夫をする。
- ・歯ブラシの保管について、個別の歯ブラシケースに入れ毎日持ち帰るなどの配慮をする。

(6) マスクについて

- ・屋内では、基本的にマスクを着用する。
 - ・マスクの着脱が難しい児童生徒は、学校と相談の上、学校生活での感染対策等の共通理解を図る。
 - ・最も高い効果があるとされる不織布マスクを着用することが望ましい。
 - ・児童生徒等がマスクを忘れた場合には、マスクの貸出を行う。
 - ・熱中症等健康被害が発生する可能性が高いと判断する場合は、予防対策に配慮し、マスクをはずさせる。
 - ・一人でいるときやフィジカルディスタンスが保てる時、本人が息苦しいと感じた時などには、マスクをはずしたり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。
 - ・児童生徒には、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参させ、マスクをはずす際にその上に置くよう指導する。マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄させる。
- ※詳細は市川市公式HPに掲載されている「積極的にマスクを外す場合・マスクをしない場合について」を参照。

(7) 制服について

- ・中学校の制服の着用については、コロナ禍において毎日同じ服を着用することに不安を持つ生徒や保護者にも配慮し、制服やコート類の柔軟な取り扱いについて実態に合った方法を検討する。

(8) 湿度の管理について

- ・湿度の低下による感染リスクを減らすために、以下の取組を参考に各教室等

の湿度を常に40～60%に保つようにする。

- 【参考取組】
- ・濡れタオル等を教室内に干す。
 - ・霧吹きを使用する。
 - ・水を入れたバケツ等を教室に置く。
 - ・加湿器を使用する。
 - ・教室内に水槽や植物を置く。

(9)清掃について

- ・清掃は換気の良い状況でマスクをした上で行うようにする。特に、児童生徒の雑巾がけについては、マスクをしているか教職員が必ず確認する。トイレの清掃は、通常の清掃活動の範囲で清掃する。清掃終了後は必ず流水と石けん・ハンドソープでの手洗いをを行う。
- ・1日1回以上、大勢がよく手を触れる箇所(蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等)を、アルコール消毒液で適切に消毒する。
なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、上記の作業を省略しても差し支えない。
- ・校内の消毒すべき場所についてリストアップし実施する。
- ・消毒用アルコールが不足している場合は、厚生労働省及び経済産業省のリーフレットを参考に、消毒液を作る。(ピューラックス、バイゲンラックス、ハイター、ブリーチ、界面活性剤を含む家庭用洗剤等を使用)
- ・消毒後、必要に応じて水拭きを行う。(消毒液は噴霧しないこと。)
- ・ペーパータオルが不足している場合は、消毒液を浸した布等で清拭した後、布等をゆすいで、拭いたところを水拭きする方法もある。
- ・アルコールを使用した消毒にあたっては、アルコールに弱い人、アレルギー症状やかぶれを起こしやすい人もいるので配慮する。また、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用した消毒にあたっては、体調がすぐれない人、心臓病・呼吸器疾患等の人は行わないこととする。また、消毒液は換気の良い場所で使用する。

(10)ごみ箱の使用について

- ・ごみ箱はビニール袋をかけて使用し、捨てる時にはビニール袋の口をしっかりと縛って廃棄する。
- ・ごみ箱に触れた後は、流水と石けん・ハンドソープでの手洗いをを行う。

(11)消毒用アルコールの保管について

- ・消毒用アルコールを一か所に80ℓ以上保管する場合は、消防法及び火災予防条例により、消防署と相談の上、届出を行う。

(12)その他

- ・教室では、できるだけ距離をとるよう座席を離し大声を出すことは控える。
- ・原則、授業は黒板の方向を向く形で行うが、グループ学習などの活動を行う場

合には、マスクの着用を徹底し、話す向きに気を付け、パーテーションの設置や人数を減らすなどの工夫をして行う。

- ・マスク着用時はのどの渇きに気づきにくいいため、こまめに水分補給をする等、脱水や熱中症に注意する。授業中にも水分補給を行うことを認める。

IV 教育課程等について

各教科等における感染防止対策等…学校の実情に合わせて対応

※感染状況によっては、時間割や学校行事等の変更を行うなど、年度途中であっても教育課程を柔軟に見直すこと

1 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

【共通】

- ・ICTを積極的に活用し、対話的な活動を推進することで「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業に取り組む。
- ・「主体的・対話的で深い学び」のための「グループ活動、班での話し合い及びペアワーク等」はマスクを着用した上で必要に応じて積極的に実施する。
- ・授業等で外部人材の活用をする場合は、実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可。また、実施の際は、換気、講師と児童生徒間のフィジカルディスタンスを十分に確保するなど感染防止対策を講じること。
なお、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態を確認する。
- ・できるだけ、個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共有する場合は、触る前後で手洗いを徹底する。
- ・学級閉鎖等においては、学習用端末を活用したオンライン指導を積極的に行う。

【国語科】

- ・音読をする際は、マスクの着用を徹底し、適切な声の大きさで行う。

【社会科】

- ・見学、調査活動等を行う場合は、活動先と打合せを十分に行い、感染防止対策をとる。

【算数科・数学科】

- ・比較検討する際、教師が児童生徒の考えをICT機器などで示す等工夫する。

【理科】

- ・実験・観察を行う場合は、マスクの着用を徹底し、適切な声の大きさで行うなど、感染防止対策を十分に行う。

- ・実験・観察等を示す際は、ICT 機器などで撮影して手元を見させる等の工夫もする。

【生活科】

- ・地域・公園での学習等を行う場合は、3密を避け、手洗いを徹底するなど、感染防止対策を十分に行う。
- ・比較検討のため、ビデオ撮影を行って提示したり、教師や児童が家庭で収集してきたものを活用したりして学習を進める。
- ・保幼小間や地域の方々と関わる活動を行う場合は、感染防止対策を十分に行うとともに、ICT 機器や電話、手紙を活用するなど工夫をする。

【音楽科】

- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動を行う場合は、十分な換気のもと、適切な距離、前後左右2m(最低1.5m以上)を取りながら、向かい合わないなど方向に気を付ける。また、活動の際には、息の使い方などの奏法や、清潔なタオルで拭くなど楽器からでる水分の処理などにも十分注意をする。
- ・歌唱の活動を行う場合は、マスクを着用し十分な換気のもと、適切な距離、前後左右2m(最低1m以上)を取りながら向かい合わないなど歌う方向に気を付けて発声する。その際、声の大きさにも留意する。また、立っている児童生徒と座っている児童生徒を混在させない。
- ・表現活動については、連続した練習時間はできる限り短くする。
- ・リズム遊びなどで、身体が接触する活動は避ける。
- ・歌唱教材においても、聴覚機器を活用して曲を聴いて覚えたり、どのように演奏したいかを考えたりする活動を取り入れるなど工夫する。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動については、曲を聴いたり、運指や譜読みをしたりするなど、音を出さない活動も取り入れるなど工夫する。

【図画工作科・美術科】

- ・児童生徒同士が近距離で共同制作作業や鑑賞をする際には感染防止対策を講じた上で実施する。また ICT の活用も検討するなど活動を工夫する。

【体育科・保健体育科】

- ・基本的に運動中はマスクを着用しない。近距離での会話は控える。
- ・児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動、対面する運動については、感染対策として活動内容、方法を工夫して行う。
- ・マスクを着用する際は、こまめな水分補給をして熱中症対策に努める。
- ・学習後の手洗いうがいの指導の徹底を図る。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。

- ・可能な限り、屋外で授業を行う。

また、体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行う。

- ・集合や整列をする場面では、児童生徒同士が、対面にならないようにし、互いの間隔を1～2m保つ。

○水泳指導

以下の感染症対策を行った上で、各校の実態に応じて実施する。

- ・ドアノブ、シャワー等、児童生徒の手が触れる所は適宜、消毒する。

- ・見学する児童生徒は、熱中症防止の観点から気温等に応じてマスクをはずし、他の児童生徒との距離を十分確保する。

- ・授業中、児童生徒に不必要な会話等は行わせない。プール内やプールサイドで密集させないようにする。

- ・更衣の際は、児童生徒の身体的距離を確保する。

【家庭科・技術家庭科】

- ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をするとともに調理、調理器具及び食器などの衛生管理を徹底する。

- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した児童生徒がその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。

【外国語活動・外国語科】

- ・授業で発声するときは、マスクの着用を徹底し、適切な声の大きさで行う。

【特別の教科道徳】

- ・教科書を主教材としつつも、コロナ対応における具体的行動などについての話し合い等を加え、自分ならどうするか、自分に何ができるか等、考える学習を進める。

- ・役割演技や動作化を行う場合は、マスクの着用を徹底し感染防止に配慮した上で行う。

【総合的な学習の時間】

- ・情報の収集、分析、まとめなども、手紙、ネット、書籍、電話等を中心に行う。直接触れ合わなくても、多くの人々が共有できるものの活用を進める。

- ・課題設定や情報の収集等で外部人材を活用する際は感染防止策を講じた上で実施する。また対面だけでなく ICT を活用したりリモートによる実施や手紙、電話等の手段も検討したりしてできるだけ対象と直接関わられるよう活動を工夫する。

- ・校外での活動については感染防止策を十分に行った上で実施する。

【特別活動】

- ・ネットリテラシー教育を系統立てて行う。
- ・学級活動では、人間関係形成、社会参画、自己実現の視点を踏まえ、現在の制約された中での学校や学級の課題をしっかりとらえ、よりよく解決するための話し合いや合意形成、役割分担を行い、豊かな生活を目指す。
- ・非常時に備える訓練は、常に必要な事項であるため、コロナ対応の感染拡大注意時期であっても、留意すべき事項を明確にして、非常時にどのように対応すべきか共通理解を図り、必要な実践を行う。地域や保護者にも必要に応じて周知する。

【学校図書館】

- ・図書館利用前後は手洗いをする。
- ・可能な限り常時、気候上困難な場合はこまめに、2方向の窓を開けて換気を行う。
- ・密集を生じさせない配慮をする。(利用時間を分散させる、座席間隔を最大限にとる等)
- ・多くの児童生徒が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)は、消毒液を使用して拭く。

【特別支援教育】

- ・教室内の環境における視覚的な支援の整備を行う。
例:手洗いの順番待ち場所(立ち位置)や、椅子等の置き位置に、間隔をあけてテープなどで印をつける。
例:マスクをしている絵や写真を使って、子どもたちに予防を啓発する。

V 学校行事について 【共通事項】

「3密」を避けながら計画し、できる限りの代替案を検討するなど、学校行事の変更を図り、児童生徒の学びと心を支える。

複数学年が体育館等に集まって行う行事については、フィジカルディスタンスの十分な確保及び、十分な換気ができる場合は可とし、その場合も短時間とする。

1 入学式・卒業式等

- ・十分な感染防止対策を行った上内容を工夫縮小し、時間短縮に努めて実施
参加者:原則 卒業生(新入生)・教職員・保護者(人数は学校規模による)
来賓等:学校運営協議会委員、PTA 会長(各校裁量)

在校生：児童・生徒会長等一部可

その他：他学年の臨時休業の対応も可（校長判断）

2 校外学習・遠足・泊を伴う行事

- ・交通機関や見学・宿泊場所等において、十分な感染防止対策を行った上で実施可（学校判断）。ただし、感染状況・国の動向により中止や延期等柔軟に対応。
- ・各学校は、中止や延期に伴うキャンセル料金（含む企画料金）が発生しないように入念に計画を立てる。やむを得ずキャンセル料金（含む企画料金）の支払いが発生する場合は、保護者に十分な説明を行った上で、保護者負担とする。

3 体育祭、運動会

- ・「新しい生活様式」に対応した内容・方法の工夫を講じた上で多様な種目を実施可能とする。
- ・感染防止のため、参観は原則、保護者のみとする。また、在校生以外が参加する種目は設定しない。
- ・競技間のこまめな水分補給と手洗いや手指消毒を行う。

4 学習発表会・音楽会・文化祭等

- ・フィジカルディスタンスを確保し、施設の状況に応じて十分な換気、マスクの着用など、飛沫拡散防止対策を行うなど、感染防止対策を講じた上での多様な活動を実施可能とする。（学校判断）また、感染防止のため参観は、原則保護者のみとする。

※合唱や管楽器を使用しての発表については、音楽の授業に準じた感染防止対策が十分に取れる場合は実施可。（学校判断）また、学年・クラスごとに映像・音声を取り、校内放送で流す等の工夫も積極的に検討する。

VI 部活動

- ・運動中はマスクを着用しない。近距離での会話は控える。
- ・マスクを着用する際は、こまめな水分補給をして熱中症対策に努める。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、向かい合って発声したりする活動は、各競技・活動の中央団体が作成しているガイドライン等を参考にして活動を行う。
- ・更衣、昼食時は間隔をとり、会話をせず時間を最小限にする。
- ・活動時間や休養日については『市川市学校部活動の運営方針』に従って設定する。
- ・大会については、各競技団体のガイドラインにそって実施する。

(2) 配慮事項【共通事項】

- ・フィジカルディスタンスを確保することが望ましい。(休憩中や部活動後の下校中もマスクをはずしている際はフィジカルディスタンスを必ず確保する。)
- ・特に屋内の練習は換気をこまめに行い、換気口を2方向設ける。
- ・毎朝の検温等、健康観察を行った上で異常がないことを確認して練習に参加する。
- ・練習前後の手洗い、汗の処理等を適切に行う。こまめに休憩を入れ、顧問は健康観察を適切に行う。
- ・用具等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行う。
- ・吹奏楽部、管弦楽部、合唱部等の活動の留意点については、音楽の授業と同じ扱いとする。また、吹奏楽部等における管楽器の練習についても十分な換気のもと、適切な距離を取りながら、向かい合わないなど演奏する方向や活動時間にも気を付けて行う。
- ・管楽器の使用において、マウスピースやリードなど直接口に触れるものを扱う時や、楽器から出る水分を処理する時には、他人が触れないようにする。
- ・茶道部、演劇部等の文化部の活動については、状況に応じて部活動の配慮事項や各教科等における感染症予防対策等に準じて活動を行う。
- ・昼食など飲食をする際や休憩時、更衣時には、フィジカルディスタンスを十分確保し、会話はしない。

Ⅶ ほっと給食について…学校の実情に合わせて対応

*「ほっと給食」とは:新型コロナウイルス感染防止対応給食の通称

1 目的

感染予防のため、教室で短時間・少人数で配膳ができるよう配慮し、感染症予防対策をできる限り行ったうえで、児童・生徒に食事を提供する。

2 方法及び内容(学校全体で共通理解のもと取組む)

(1)給食時間の感染予防対策をする。

- ・短時間・少人数で配膳する。
- ・担任は配膳前に給食当番の体調をチェックし、マスクを必ず着用させる。
- ・配膳台を拭く。(消毒もできれば好ましい)
- ・食事前の手洗いの徹底を図る。(消毒もできれば好ましい)
- ・飲食時に十分な換気を行う。特に食事前に室内の空気と外気の入替を行う。
- ・当面は食事中に会話をさせない。
- ・向かい合わせにならず、前向きで食べさせる。
- ・給食当番は必要最小限にする。

3 栄養教諭・学校栄養職員が取り組むこと

(1)配膳や喫食時間の短縮ができるような献立を作成する。

・各校の状況に合わせた献立作成への配慮をする。

(2)給食費の適正な執行を心がける。

・ほっと給食は「配膳を簡単にする」という趣旨で行うもので、「安価な献立にする」という意味ではない。

(3)調理員と児童生徒の接触は必要最低限にする。

4 その他

・非常事態での緊急的な対応であることを理解し、児童・生徒への指導を行う。

・ほっと給食の実施を今後も継続することを視野に入れ、通常の給食の実施については、今後の状況を見極め判断していく。

【(ほっと給食)給食時の対応について】

児童生徒が配膳時の密集を避けるための注意点

	担 任	給食当番	当番以外の児童生徒
準 備	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳前に給食当番の体調チェックをする。 ・給食当番の身支度、手洗い・マスクを必ず着用し、手洗い等確認する。 ・手指消毒をする。 ・配膳の役割・人数や位置の確認をする。 <p>できるだけ少人数になるよう配慮する。</p> <p>子供たちが密になっていないか等気を配り、声をかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体調チェックを担当に伝え、マスクを必ず着用する。 ・手洗いを徹底する ・ワゴンを静かに運ぶ。 ・配膳を行う。 ・配膳台と長机・ワゴン等を活用し配膳者の間隔を最低1mは確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の確認。 ・机前向きの確認。 ・手洗いを徹底する。 ・マスクを着用したまま静かに待つ。 ・班や列ごとに給食を取りに行く、又は数人で配る。(密集をさける) ・間隔を最低1mあけて並ぶ。 <p>(できれば床に印があるとよい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後ろのドアから出て、廊下に並び、前のドアから教室に入るなど一方通行になるよ

			うにする。
食 事 中	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクをはずし、会話を慎む。 ・給食を減らす、おかわりをするなどは各学校の状況に応じて判断する。 (器具は共用しない。) 		
片 付 け	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用する。 ・列ごと、班ごとに声をかけ一方通行になるよう片付けるとよい。 ・使用したストローや箸等を片づける時に他の人のものに触れたら必ず手洗いをする。 		

Ⅷ 教育課程外【共通事項】

- 1 放課後保育クラブ・ふれんどルーム市川
 - ・通常運営
- 2 放課後子ども教室
 - ・通常運営
 - ・ただし、市川市新型コロナウイルス対策本部による決定事項に従う。
- 3 家庭教育学級
 - ・各学校の家庭教育学級運営委員は、「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る家庭教育学級運営指針」を参考に、講座の企画運営を行う。
 - ・緊急事態措置期間、まん延防止等重点措置期間および臨時休業期間(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖)は、対面による家庭教育学級は、原則として延期か中止とする。なお、オンライン開催は可。
- 4 施設開放
 - ・市川市新型コロナウイルス対策本部による決定事項に従う。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大により部活動が休止された学校における施設開放は休止とする。
 - ・活動にあたっては、「Ⅳ 教育課程等について 3 部活動(1)の③通常部活動及び(2)配慮事項」を参考にする。
 - ・団体員の感染による学校教育への影響のリスクを低減するために、対外試合や練習等の活動に制限を付する場合がある。この場合は、各団体において活動内容等を見直す。
 - ・学校と学校施設開放委員会で協議された使用方法を遵守する。
 - ・団体の代表者は団体員の健康管理に努めるようにし、発熱など感染の疑いの

ある場合、活動を自粛させる。

- ・団体員が感染を疑われることによりPCR検査・抗原検査を受ける場合は、速やかに学校地域連携推進課に報告し、結果が出るまで団体の活動を自粛する。

またその検査結果も学校地域連携推進課に報告する。なお、検査結果が陽性だった場合は、学校にも報告する。

- ・使用した団体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるよう、施設(ドアノブや手すり、スイッチ回り、分電盤や蛇口等)の消毒について徹底する。
- ・団体員が感染を疑われることによりPCR検査・抗原検査を受ける場合は、速やかに学校地域連携推進課に報告し、結果が出るまで団体の活動を自粛する。またその検査結果も学校地域連携推進課に報告する。なお、検査結果が陽性だった場合は、学校にも報告する。
- ・使用した団体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるよう、施設(ドアノブや手すり、スイッチ回り、分電盤や蛇口等)の消毒について徹底する。